

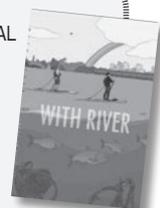
地域おこし協力隊活動レポート ◆



Instagram



SHINLOCAL



地域おこし協力隊とは、大都市圏に住んでいた方が、地方に移住し、地域の活性化を図るとともにその地での自立定住を目指す取り組みです。協力隊員の紹介、活動内容等をご紹介します。

vol.08 (担当) しみず ゆうた 清水 勇多さん

先日仕事で奈良・滋賀・京都の田舎町に行き、繊維工場やお直し工場を訪問しました。出会った人たちに埼玉の長瀬町で活動していると伝えると「自然いっぱいよくTVに出てるところやね」と言われたのが嬉しかった地域おこし協力隊の清水勇多です。

7月にSUPで東京まで行ってきました。二泊三日のちょっとした冒険。いろんな美しい風景とゴミが集まる景色、いろんな川の表情を見ました。川の上ではゴミ拾いを実施しました。自然の中にあるゴミは違和感があったけど、都会までいくと川にゴミがあるのが当たり前。ゴミ問題や環境問題に対して自分が出来る事として、WITH RIVERという企画をもっと真剣にしなければ。そんな想いが目覚めました。今回の旅の体験をまとめたBOOKとMOVIEを10月中旬に発売する予定です。BOOKでは、景色とその時に感じた感情を言葉に、オリジナル短編漫画なども掲載します。オンラインサイト“SHIN LOCAL”での販売を予定しており、SNSでまたお知らせいたします。こちらの売上で長瀬や秩父地域の子供たちにラフティングなどの川遊びの体験をプレゼントします。「子供たちが大人になっても、この川で笑顔が流せるように」ということが、WITH RIVERの最大目的です。

人の優しさによっていっぱい助けられました。長瀬げんきプラザさん、役場の方たち、宝登山神社の御守りをくれた勉強屋さんなど、いろんな人たちに助けられて無事に終える事ができました。本当にありがとうございました。これからは長瀬の事業者様と川をきれいにする取り組みを積極的にしていきます。引き続き宜しくお願い致します。



オンライン学習のためのWi-Fi環境を整備する 小中学生の保護者に対して整備費用の一部を補助します！

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態等により、小中学校が臨時休業となった場合など、タブレットを活用した家庭における学習環境整備の必要性が高まっているため、小中学生の家庭を対象に通信環境整備に要する費用の一部を補助いたします。

1. 対象者

令和3年1月1日～12月末日までに家庭における通信環境整備を行った下記のいずれかに該当する者の保護者。

- (1)申請日に町内に住所を有する小中学生
- (2)令和3年度に町立学校に転入すると見込まれる小中学生

※生活保護を受給されている保護者は、必ず事前に担当ケースワーカーに相談をしてください。

※令和2年度長瀬町オンライン学習通信環境整備費補助金により支給を受けた方は対象外となります。

2. 補助対象費

- (1)本町のオンライン学習の実施に備え、新たに光回線又はLTEを用いたインターネット接続を行うために、通信会社と契約する際に必要となる工事費、契約料 (SIMカードの契約料を含む)、機器購入料、その他の初期費用
- (2)本町のオンライン学習を行うために、新たに家庭用Wi-Fiルータを購入した費用
- (3)通信環境を維持するためのインターネット回線に要した通信料

※現在、家庭にWi-Fi環境はあるが、ネットワークに繋がりにくいことによるルータの買い替えなども対象になりますので、不明な点がございましたらご相談ください。

3. 補助金額

上記2(1)～(3)の合計額で上限1万円です。
支払金額が1万円未満の場合は、その実費額となり、導入時に1回限りの補助になります。

4. 申請期限

令和4年1月末日まで

5. 申請に必要なもの

- (1)長瀬町オンライン学習通信環境整備費 (令和3年度分) 補助金交付申請書兼実績報告書 (様式第1号)
- (2)令和3年1月1日から令和3年12月末日までの間に、通信環境整備を行ったことが分かる書類又はその写し
- (3)補助対象経費を支払ったことを証明する書類

(例)	通信環境整備に伴う、通信会社との契約料 (SIMカードの契約を含む)、工事費、その他の初期費用	①契約書
	※対象費用等判断に迷う場合は、教育委員会にご連絡ください。	②レシートの場合、保護者名義、契約期間、契約内容が分かる明細書
		③領収書の場合、申込用紙等の契約者名、契約期間、契約内容が分かる明細書
		④クレジットカード等で支払いの場合、クレジットカードの明細と契約者名、契約期間、契約内容が分かる明細書

- (4)長瀬町オンライン学習通信環境整備費 (令和3年度分) 補助金交付請求書 (様式第4号)

6. 申請書の提出先

教育委員会 (役場3階) に直接提出してください。
申請書類等は町ホームページ又は教育委員会窓口で配布いたします。

問合せ 教育委員会 教育総務担当 ☎66・3111 内線305